

宅建朝から1問 宅建業法 手付貸与等による誘引の禁止 宅建 H28-29-イ

《#922》

【問】 正誤をつけよ。

宅地建物取引業者Aが、建物の売買の媒介に際し、買主に対して手付の貸付けを行う旨を告げて契約の締結を勧誘したが、売買は成立しなかった場合には、宅地建物取引業法の規定に違反しない。

【答え】 誤り

《ポイント》 手付貸与等による誘引の禁止 【宅建★入門】

宅建業者は、その業務に関して、その相手方等に対し、手付について貸付けその他信用の供与をすることにより契約の締結を誘引する行為をしてはならない。

⇒ 契約が成立しなくても、「誘引する行為」をしたら、業法違反

【暗記のポイント】 手付について信用の供与に当たるもの

手付金の貸付け、後払い、手形での支払い、分割払い、立て替え

※「手付金の減額」「銀行をあっせん(紹介)」は信用の供与にはあたらない

⇒ 罰則あり

【渋谷会】夏の宅建講座をご利用ください

夏から一気に挽回 ⇒ 「宅建 夏からインプット【速攻 30】講座」

本試験での解き方を知りたい ⇒ 「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

基本から万全の準備 ⇒ 「宅建 夏から【速攻】合格セット」上記 2 講座のセット

<https://shibuyakai.com/>